

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかる補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 神奈川県が交付する、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかる補助金（以下「支援事業補助金」という。）については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国の実施要綱」という。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」（令和2年6月16日厚生労働省発医政0616第1号・厚生労働省発健0616第6号・厚生労働省発薬生0616第65号厚生労働事務次官通知。）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる、医療機関・薬局等が、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことを目的とする。

(対象事業)

第3条 この補助金は、国の実施要綱3.(19)に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を行う医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び助産所が実施する、新型コロナウイルス感染拡大防止対策や診療体制確保等の事業を対象として、予算の範囲内で交付する。なお、この要綱の施行以前に着手した事業及び完了した事業も対象とする。

(対象経費)

第4条 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）であって、第6条の表の(3)に定める経費を対象とする。

2 対象となる医療機関（病院、医科診療所及び歯科診療所）は保険医療機関、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

(対象期間)

第5条 この補助金の対象とする期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31

日までとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算定された額を交付する。

- (1) 別表に定める基準額と対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額を選定するものとする。
- (2) 前項により選定された額と総事業費から寄附金及びその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 前項の基準額は、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱に準じるものとし、厚生労働省から新たに当該要綱が示された場合には、必要に応じて、この要綱を改正する。

(1) 区分	(2) 基準額	(3) 対象経費
病院	2,000,000円 + 50,000円 × 病床数	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
有床診療所 （医科・歯科）	2,000,000円	
無床診療所 （医科・歯科）	1,000,000円	
薬局・訪問看護ステーション・助産所	700,000円	

(交付の申請)

第7条 本補助金は、原則、概算額で申請を行うものとする。概算額での申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに交付申請書（別記様式1）及び事業計画書（別記様式2-1又は2-2）を神奈川県国民健康保険団体連合会を通じて、神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。なお、精算額での申請を行うことも妨げない。

(交付の決定)

第8条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、第9条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付条件は、規則に基づき、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- (6) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第6号様式によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に返還しなければならない。
- (8) 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (9) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第10条 前条第1号から第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（第4号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付方法は、原則、概算払とする。ただし、精算額での申請があった場合は、精算払によることができるものとする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書（第5号様式）で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止した時を含む。）は、別に定める様式に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1ヵ月を経過した日（第10条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

(補助金額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による事業実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでに確定額をこえる補助金等が交付されているときは、事業実施翌年度末までの間で期限を定めて、確定額をこえる部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

(暴力団排除)

第16条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助事業者が、

前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助事業により取得、又は効用の増加した財産の処分の制限期間が経過するまで保管しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第18条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(書類の経由)

第19条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、補助金の所管課を経由しなければならない。

(その他)

第20条 その他、事業の実施にあたり、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年8月12日から施行する。

第4号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名



医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかる
変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 号をもって交付決定を受けた標記補助金に係る事業を次のとおり変更（中止、廃止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名



医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかる実施状況報告書

年 月 日に依頼のありました標記補助金につきまして、神奈川県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかる補助金交付要綱第12条に基づき、年 月 日現在の補助事業の遂行状況について報告します。

- 1 補助事業の執行状況
- 2 補助事業の経費の執行状況

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

印

○年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付で交付決定を受けた神奈川県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 金 円

（注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。